

住宅用火災警報器の不適正な点検等にご注意ください。

○ 概 要

「消防署から（または頼まれて）住宅用火災警報器の点検に来た。」とって住宅内に入り、各部屋を点検して何も請求せず立ち去った後、金品がなくなっていた。といった事案が埼玉県内で多数報告され、比企広域消防本部管内でも同様の事案で金品の被害が確認されています。

○ 特 徴

- ・「消防署、役場の職員（または依頼）」と言って家人を安心させる。
- ・職員と紛らわしい服装、または、点検業者と紛らわしい作業服を着用している。
- ・自分の身分を明かさない。
- ・2人組で訪問し、1人は家人に付き添い、もう1人は別の部屋を点検する。
- ・何も請求せず、また、点検済みの記録等も残さない。

○ 不審に思ったら

- ・身分証明書等の提示を求め、会社名や住所、名前を記録する。
- ・安易に約束や契約書にサインしない。
- ・その場で消防へ確認の問い合わせをする。
- ・はっきりと点検を断る。

○ 注意事項（その他）

消防職員が住宅用火災警報器の点検で突然訪問し、住宅内へ立ち入ることはありません。

また、住宅用火災警報器や消火器の訪問販売を行うことや、特定の業者に販売の依頼をすることはありません。

住宅用火災警報器や消火器の訪問販売、点検等で高額請求されるケースも多発しています。

勧誘や購入について、疑問や不安に感じたときは、最寄りの[消防署](#)や消費生活センターにご相談ください。

<販売に関するトラブル等のお問い合わせ先>

埼玉県消費生活支援センター	川 口	TEL : 048-261-0930
	川 越	TEL : 048-261-0930
	春日部	TEL : 048-261-0930
	熊 谷	TEL : 048-261-0930

受付時間：月曜から金曜までの午前9時から午後4時（川口は土曜日も受付）



<この記事に関するお問い合わせ先>

比企広域消防本部 予防課 TEL : 0493-23-2268 / Email : yobo119@hiki-saitama.jp